

Ⅱ 利用上の注意

1 この調査は標本調査であり、この報告書に掲載した数値は有効回答調査票の単純集計値である。

2 分類について

(1) 産業分類について

日本標準産業分類（平成14年第11次改訂）の中分類により分類・表記している。

(2) 品目分類について

- ① 製造業については、平成17年商品流通調査（経済産業省との共同調査）と同じ品目分類（大分類22項目、小分類316項目）を用いて分類・表記している。
- ② 商業については、①に農林水産業・鉱業・再生資源（大分類4項目、小分類57項目）を加えた品目分類を用いた。
- ③ サービス業については、「平成12年産業連関表作成基本要綱」の部門分類「対事業所サービス」に該当する対象業種（大分類9項目、小分類31項目）をまとめた「対象事業表」を用いて分類・表記している。

(3) 結果概要〔製造業〕で、下記4区分で表記しているが、対応する業種は下のとおりである。

- ① 「軽工業素材型」産業…食料品製造業、繊維・衣服・その他繊維製品製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、皮革製品製造業、窯業・土石製品製造業
- ② 「軽工業加工型」産業…家具・装備品製造業、出版・印刷・同関連産業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、その他の製造業
- ③ 「重工業素材型」産業…化学工業、石油・石炭製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業
- ④ 「重工業加工型」産業…金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送機械器具製造業、精密機械器具製造業

3 出荷、仕入・販売、先の把握について

(1) この調査は、事業所を対象にしているので、同一企業内の事業所間における製品・商品・サービスの移動についても、出荷、仕入・販売として取り扱っている。

(例)



(イ) …… (事業所Aが調査対象だった場合)「県外からの仕入れ」としてカウント

(ロ) …… (事業所Bが調査対象だった場合)「県内からの仕入れ」としてカウント

- (2) 製造業でいう出荷先とは、調査対象事業所が製造した製品の最終消費地をいう。卸売業者・小売業者等の契約ベースでの出荷先ではない。
- (3) 商業、サービス調査でいう取引先（仕入・販売先）とは、調査対象事業所との直接の取引先をいい、商品・サービスの生産地・最終消費地とは限らない。

4 主な集計項目の算式について

この報告書で掲載している主な集計項目の算式は、次のとおりである。

(1) 製造業

自工場生産額 = 自工場消費額 + 出荷額 + 在庫額

(2) 商業

県内仕入額 = 自店内製造 + 本・支店間移動 + 生産業者 + 商業者・その他

県内販売額 = 本・支店間移動 + 卸売業者 + 小売業者 + 産業用使用者 + 一般消費者

年間販売額 = 商品販売額 - 商品仕入額

商業マージン率 = 年間販売額 ÷ 商品仕入額

商品回転率 = 年間販売額 ÷ (期末手持額 - 期首手持額)

5 用語の定義について

(1) 有効回答率 (=オ÷イ×100)

ア 調査対象事業所数

調査対象として抽出した事業所数，調査開始前の計画数をいう。

イ 調査対象実数

アから，調査不能事業所数（ウ）を除き，対象追加事業所数（エ）を追加した数，最終的に調査した事業所数をいう。

ウ 調査不能事業所数

調査票を発送した後，宛先不明や業種変更，事業所の廃業，休止，統廃合，県外移転等が判り，調査対象として適切ではないと判断した数。

エ 対象追加事業所数

調査票を発送した後，事業所の分割や県内に所在する別事業所の存在が判り，対象に追加した数。

オ 有効回答数

イから提出された回答票のうち，全ての照会事項に適切に回答していた数，全回答数から無効回答数（カ）を除いた数。

カ 無効回答数

イから提出された回答票のうち，白紙回答や照会項目の一部しか記入していない等，集計が不可能な回答の数。

(2) 製造業

ア 自工場以外からの製品受入額

自工場で製造している製品と同種の製品を、自工場以外から受け入れている額。(生産に使用する原材料の額ではない。)

具体的には、下のような場合が想定される。

- ① 国外から輸入し、加工せずにそのまま出荷している場合
- ② 同一企業内の他工場や下請系列から受入れ、検査やパッケージングのみ行い、出荷している場合
- ③ OEM生産によって、他企業から購入し、加工せず出荷している場合

*OEM=Original Equipment Manufactur(er・ing) 他社ブランドの製品を製造すること

イ 自工場生産額

平成17年1年間に自工場で生産された製造品について、生産数量×生産者販売価格で計算した価額(決算期が1~12月ではない事業所については、当該事業所の平成17年(度)期の決算に基づく額とした。以下同じ。)

なお、生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料及びその他諸掛(積下料、倉庫料、港湾運送費、船積料など)を除いた価格である。

ウ 自工場消費額

イのうち、自工場の生産工程の生産原材料として自工場内で消費されたもの。

エ 出荷額

イのうち、自工場外に搬出したもの。

オ 在庫額

イから、自工場消費額(ウ)及び出荷額(エ)を除いた。

(3) 商業

ア 商品仕入額

平成17年1年間に事業所で取り扱った商品の仕入額。

なお、同一企業内の他の事業所から、帳簿上の振り替えにより送られてきた商品及び事業所内で製造した商品についても仕入れとして計上している。

イ 商品販売額

平成17年1年間に事業所で取り扱った商品の販売額。

なお、同一企業内の他の事業所から帳簿上の振り替えにより送った商品についても販売として計上している。

ウ 自店内製造

調査対象事業所が製造した商品をいい、製造品原価を仕入額として計上している。

エ 本・支店間移動

県内に所在する同一企業の本・支店間及び支店間で、帳簿上商品の振り替えを行った場合をいう。

オ 生産業者

県内に所在する生産業者から直接仕入れた場合をいう。

なお、他の事業所に委託加工させた商品についても生産業者に含め、製造原価を仕入額として計上している。

カ 商業者・その他

卸売業者、小売業者から仕入れた場合をいう。

キ 産業用使用者

生産業者や官公庁などへ産業用（業務用）として商品を販売した場合をいう。

ク 一般消費者

一般家庭、個人などの消費者へ直接販売した場合をいう。

ケ 期首手持額、期末手持額

事業所が販売の目的で所有している商品の年初（平成17年1月）及び年末（平成17年12月）における手持額であり、仕入原価により評価した額である。

(4) サービス業

ア 年間売上額

平成17年1年間に事業所が提供したサービスの対価として支払われた額をいう。

イ 県内・県外・国外への年間売上額

サービスの直接の提供先が所在する地域によって区分した。

6 各表の数値について

各表の数値は、原則として単位未満を四捨五入している。但し、総数と内訳の和を一致させるため、単位未満の値が小さい項目により調整をしている場合がある。

また、表・図の構成比については、計を100%とするため、割合の大きな項目により端数を調整している。

7 統計表の中の記号について

統計表の中で使用している記号については、以下の意味で使用している。

「0」…単位未満 「—」…該当数値なし 「▲」…マイナス

8 問い合わせ先

この報告書の内容に関する問い合わせは下記にお願いします。

茨城県企画部統計課 企画分析グループ TEL：029—301—2642（直通）